



空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市が所有者等に代わり措置（行政代執行）を行います

香取市では、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等に対して、第14条第9項の規定による行政代執行を行うこととなりました。

1. 執行開始日時

令和2年5月26日（火曜日）午前9時

2. 建物の所在地

香取市佐原ニ 4696 番地

3. 建物の用途・構造

居宅（木造2階建）、物置（木造平家建）、車庫（軽量鉄骨造平家建）

※写真参照

4. 執行内容

- ・居宅平家建部分は、除却します。
- ・居宅2階建部分及び物置は、落下、飛散のおそれのある部材は撤去またはネットにて飛散防止対策をします。
- ・未施錠箇所は施錠し、開口部は塞ぎます。

5. 事務手続きの経過

- ・命令 平成31年3月11日（措置期限：令和元年6月11日）
- ・戒告 令和元年10月11日（措置期限：令和2年1月11日）

6. その他

- ・措置費用はいったん市が負担し、行政代執行終了後、所有者に請求します。
- ・執行開始日時までに所有者が改善措置を始めた場合は、執行を延期もしくは中止することがあります。

○居宅平屋建部分



○車庫



○居宅2階建部分



○物置



問い合わせ先

香取市建設水道部都市整備課住宅・街なみ班

担当：本宮・佐藤・大竹

電話：0478 - 50 - 1214